

平成十二年九月十四日  
判決言渡  
同日原本領収  
裁判所書記官  
石本昭彦

平成一〇年(刑)第一五八号損害賠償請求控訴事件(原審・岡山地方裁判所平成元年(ワ)第七九八号)

口頭弁論終結日 平成一二年三月三日

判 決

控 訴 人

右 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

同

同

同

同

同

● ● ● ●

河 田 英 正

近 藤 幸 夫

嘉 松 喜 佐 夫

清 水 善 朗

山 本 勝 敏

秋 山 義 信

石 田 正 也

同

同

同

同

同

同

同

佐 藤 知 健

井 上 健 三

谷 和 子

的 場 真 介

山 崎 博 幸

大 神 周 一

小 串 典 介

東京都渋谷区松濤一丁目一番二号

被 控 訴 人

右 代 表 者 代 表 役 員

右 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

世界基督教統一神靈協会

江 利 川 安 榮

和 島 登 志 雄

鐘 築 優

主 文

- 一 原判決中控訴人と被控訴人に関する部分を取り消す。
- 二 被控訴人は控訴人に対し、金一七二万五〇〇〇円及びこれに  
一二月一〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払
- 三 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 四 訴訟費用中、控訴人と被控訴人間に生じたものは、第一、二を七分し、その一を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担

事

実

## 第一 当事者の求めた裁判

## 一 控訴人

- 1 原判決中控訴人と被控訴人に関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人は控訴人に対し、金二〇〇万円及びこれに対する一〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用中、控訴人と被控訴人間に生じたものは、第一、

人の負担とする。

## 二 被控訴人

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 第二 事案の要旨

控訴人は、被控訴人あるいはその信者らの違法なマインドコントロール・教化行為によって、被控訴人に対し、献金をし、セミナー（シャルム）購入代金を支払うことを余儀なくされ、また、宗教選択に侵害されたうえ、その人格権を侵害され、霊感商法等数々の反社をする反社会的集団に心ならずも所属させられてその一員としていわば心に乗っ取られたことにより多大な精神的苦痛を被ったと九条又は七一五条に基づき、被控訴人に対し、献金額相当の七四五セミナー参加費相当の一二万五〇〇〇円、腕時計購入代金相当の一

円、精神的損害一〇〇万円の損害（訴状送達日の翌日）である平成二  
分の割合による遅延損害金の支  
これに対し、被控訴人は、控  
心に独立して設立された別組織  
信者らは、被控訴人の職員では  
の執行につきなされたものとも  
化行為は、信教の自由の範囲内  
訴人は自由な意思決定により宗  
宗教活動をなしたものである旨  
を争う。

### 第三 当事者の主張

当事者双方の主張は、次のと  
の主張」欄に記載された当事者  
原判決七頁一行目「発刊し」  
『原理講論』が発刊されている  
と、一四頁一行目「完成する」  
「行為の正しさ」と、二三頁七  
活動」と、五四頁七行目「待つ  
おり以上」を「普段と」と、七  
「昭和六二年」を「昭和六三年  
と、それぞれ訂正する。

### 理

#### 第一 当事者について

次の事実は当事者間に争いがな

#### 一 被控訴人



合すると、次のとおり認定できる。

1 被控訴人の教義として、万物復帰の教えがあり、これは、墮落して万物より劣る身になってしまった人間が、万物を主管してゆく神の子としての本来の姿に戻るための条件として、神に対して万物を復帰させる（捧げる）というものであり、その具体的な実践として、真心を尽くして神に献金すべきこととされる。

さらに、教祖である文鮮明や、被控訴人の会長等の幹部によって、「借りてでも天に捧げようとする心がなくてはならない。」「死ぬようなことがあっても万物復帰をすることに合格しなければならない。」「お金は人類のため神様に仕えたいと思っている。お金の方が先生が好きで集まってくる。いざれ近い将来にはこの団体が世界で一番お金持ちになるだろう。神様が所有すべきなのにそれを失ってしまったのだから、取り戻すべき責任が私たちにはある。万物を取り戻して神様の前に捧げなくてはならない。」「神様はすべ

てを失い、サタンがすべてを主管してしまった。世の中のすべての万物を取り戻して神様の所有にしなければならぬ。」「まず経済訓練をして次に人を愛する訓練をしなければならぬ。」「みなさんはまず、経済問題に対して責任を負うのです。」「昼食一食分にも満たない献金をするのではなく、自分の生命、全財産にも当たるすべてを捧げるのです。」「無理なくしては復帰はできない。」「この世的に見れば最悪でも、天的にみれば最善のことなのです。」「脅迫であっても真の愛を毎日飲める人をつくれれば、神はよくやっただと言われるでしょう。」「キリスト教では長い間一〇分の一献金という発想をしてきた。しかし今ではそういう悠長なことはやっておれない。今では百パーセント神に帰さねばならない。その内容は何かというと、結局宗教の精神を示すために経済を通してやるという道である。」等と説かれる。

2 そして、被控訴人の信者が役員となって株式会社ハッピーワールド、株式会社世界のしあわせ等及びその傘下の販売会社を経営し、韓国の統一教会企



後日、控訴人が統一教会員となった後、判  
3 原判決一三三頁六行目「と会った。」の  
として紹介された右窪田は、後になって、  
した。」と付加する。

4 原判決一三四頁七行目「花田と話をした。  
を歩いている指折りの占い師であるというの  
被控訴人の岡山教会の幹部（控訴人は『統  
であると認識している。』で、大理石の壺  
を生じさせて販売する靈感商法をしていた四  
ブルの示談交渉を担当していた者であった。

5 原判決一四〇頁三行目「久野から、」を  
め、その次に「凶子君のお金で、アジア・マ  
が何万人も助かるんだよ。」と挿入する。

6 原判決一四一頁四行目「行われた。」の次  
緊急時に備えて蓄えていたすべての財産を被  
から、不安ではあったが、被控訴人に不信感  
ことはないから、事故等の緊急事態も生じな  
める方向への気持ちの傾きが生じた。」と付

### 第三 争点についての判断

一 以上認定したところによると、

1 被控訴人の信者らによる一連の勧誘、教化  
人自らが指示していると推認してもやむを得  
いが、少なくとも、被控訴人の宗教活動ない  
活動の一環として行われ、かつ、被控訴人の  
れる。したがって、被控訴人の信者らが被控  
成し、その信者組織の意思決定に従って布教

合では

組織は

って、

訴人が

来予定

から、

のとい

2 そし

い、構

木下に

品を購

に勧誘

ークル

ための

って、

会させ

集し、

入せず

て来な

よるも

の講演

しなが

の生活

訴人を

現在遠

クリエ



ていきゃん安てなて疑控幹

控ら師ははなはリ午後長の界子君を控

あること  
内にいな  
人に対し  
いるもの  
のだから  
て、金銭  
れではだ  
ら、(財  
人に迫っ  
自己の財  
被控訴人  
出させて  
教化し、

関係で費

⑩実践ト

嘘を言っ

イトに勸

四名をク

知人を誘

二 控訴人に

宗教団体

させたり、

的に基づき、

ものと認め

不当な目的

し、徒らに害

方の自由意思を制約し、宗に高額な財貨を献金させるを逸脱している場合には、法行為との関連において違

而して、前記認定したとをみると、一般の宗教行為いものもあり、また控訴人えるが、これを全体として、予め個人情報を集め、その予定された流れに沿い、後、さらに偽占い師を仕立の不安を煽り、困惑させるよて、控訴人の財産に比較し

さらに宗教選択の自由を奪べき時間を奪ったものといわ

なお、本件においては、地張していることから、右概念少なくとも、本件事案におけるにつき、右概念は道具概念ように、当事者が主観的、個も、客観的、全体的に吟味するると評価される心理状態をぶのであれば、右概念は説明そうすると、本件においてたスケジュールに従って、有評価しうるとしても、その目

を逸脱しており、教義の実践の名のもとに他人の法益を侵害するものであ  
違法なものというべく、故意による一体的な一連の不法行為と評価される  
となる。

### 三 被控訴人の責任

前記一の1で認定したところからすると、被控訴人は少なくとも、その  
組織の信者らが有機的一体としてなした不法行為につき、これが被控訴人  
業の執行についてなされたものとして、民法七一五条の使用者責任を負う  
こととなる。

### 四 控訴人の損害

#### 1 献金額

前示第二の三に認定したところによれば、控訴人は、昭和六三年六月三  
六〇万円をクリエイトのスタッフに手渡して、被控訴人に献金したことよ  
められるが、他方、控訴人主張の、別途一四万七〇〇〇円を献金した事

認めるに足る証拠はない。

#### 2 セミナー参加費

原審における控訴人本人尋問の結果によると、控訴人は、前示第二の二  
認定した昭和六三年六月一七日からの修練会（スリーデイズ）のセミナー  
加費として支払った二万五〇〇〇円を含め、セミナー参加費合計一二万五  
〇〇円を支払ったことが認められる。

#### 3 腕時計購入代金

控訴人は原審における本人尋問中で、昭和六三年一二月のCB展で、自  
の実績を上げるために、代金一二万八〇〇〇円で腕時計を購入した旨供述  
するが、その裏付け資料もないうえ、購入の経緯、時計の市価等も判然とし  
いから、右代金相当の損害を受けたものとはにわかに認定し難いところ  
で

#### 4 精神的損害

控訴人は、被控訴人の信者らに  
宗教選択の自由を不当に侵害され  
常生活を回復した後で回顧すれば  
団に心ならずも所属しその一員、  
の念に苛まれ、被控訴人の信者ら  
の間、貴重な人生の日々を控訴  
過ごせないことを余儀なくされ、  
ことが認められるところ、控訴人  
謝料をもって相当とすべきこと

#### 第四 結論

そうすると、控訴人は被控訴人、  
万五〇〇〇円及びこれに対する不  
送達の日(翌日)から支払済みま

限度で支払いを求めることができ  
るが、その余は理由がない。

以上の次第で、本件請求を棄却  
し、控訴人の請求を右の限度で認  
費用の負担につき、民事訴訟法六  
おり判決する。

広島高等裁判所岡山支

裁判長裁判官

裁判官



右は正本である。

平成一二年九月一四日

広島高等裁判所岡山支部第一部

裁判所書記官 岩本昭



最高裁印 一二号